

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：千葉県市町村総合事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	106.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	47.8	%
全職員	82.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	－	%
本庁課長相当職	－	%
本庁課長補佐相当職	－	%
本庁係長相当職	95.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	－	%
31～35年	－	%
26～30年	－	%
21～25年	－	%
16～20年	89.0	%
11～15年	99.9	%
6～10年	98.6	%
1～5年	140.8	%

【説明欄】

- ① 次の区分については、該当者が存在しないため「－」で表記している。
- 2 (1) 役職段階別
 本庁部局長・次長相当職：女性の職員がいないため
 本庁課長相当職：男性の職員がいないため
 本庁課長補佐相当職：対象となる職員がいないため
- 2 (2) 勤続年数
 36年以上及び26年～30年：対象となる職員がいないため
 31～35年：女性の職員がいないため
 21～25年：男性の職員がいないため
- ② 2 (2) 勤続年数区分1～5年は、千葉県からの派遣職員(管理職)を含む。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。